

鹿 児 島 県 公 報

令和元年 7 月 30 日（火）第 25 号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県立霧島自然ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を
改正する規則（※） (社会教育課取扱い) 1

教 育 委 員 会 規 則

鹿児島県立霧島自然ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 30 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第 1 号

鹿児島県立霧島自然ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県立霧島自然ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 9 年鹿児島県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 12 条の規定に基づき、鹿児島県立霧島自然ふれあいセンター（以下「ふれあいセンター」という。）の組織及び管理運営その他」を「の施行に関し」に改める。

第 2 条及び第 3 条を削る。

第 4 条の見出しを「（利用許可の申請等）」に改め、同条第 1 項本文中「第 5 条第 1 項前段」を「第 7 条第 1 項前段」に、「使用許可」を「利用許可」に、「使用しよう」を「利用しよう」に、「使用許可申請書」を「利用許可申請書」に、「教育委員会」を「条例第 3 条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、同項ただし書中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中「教育委員会は、使用許可」を「指定管理者は、利用許可」に、「使用許可の」を「利用許可の」に、「使用許可書」を「利用許可書」に改め、同条を第 2 条とする。

第 5 条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第 1 項中「第 5 条第 1 項後段」を「第 7 条第 1 項後段」に、「使用許可の」を「利用許可の」に、「使用許可変更許可申請書」を「利用許可変更許可申請書」に、「使用許可書」を「利用許可書」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「使用許可変更許可書」を「利用許可変更許可書」に改め、同条を第 3 条とする。

第 6 条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条中「第 7 条第 4 項第 3 号」を「第 9 条第 7 項第 3 号」に、「使用許可の」を「利用許可の」に、「使用許可取消申出書」を「利用許可取消申出書」に、「使用許可書又は使用許可変更許可書」を「利用許可書又は利用許可変更許可書」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第 4 条とする。

第 7 条の見出しを「（利用料金の返還）」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「第 7 条第 4 項ただし書」を「第 9 条第 7 項ただし書」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同項第 1 号中「第 7 条第 4 項第 1 号」を「第 9 条第 7 項第 1 号」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同項第 2 号中「第 7 条第 4 項第 3 号」を「第 9 条第 7 項第 3 号」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条第 2 項中「第 7 条第 4 項ただし書」を「第 9 条第 7 項ただし書」に、

「使用料」を「利用料金」に、「使用料返還申請書」を「利用料金返還申請書」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第8条の見出しを「（利用料金の減免）」に改め、同条第1項を次のように改める。

条例第10条の規定による利用料金の減額又は免除は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者並びにその介護者が研修のために利用するとき 利用料金の全額
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）に在学する者及び未就学の者（営利を目的とする法人若しくは個人若しくはこれらを構成員とする団体又は指定管理者が主催する研修に参加する者を除く。）が研修のために利用するとき 利用料金の全額
- (3) 県内に設置されている小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校が主催する研修の引率者が利用するとき 利用料金の全額
- (4) 県が主催する事業のために利用するとき 利用料金の全額

第8条第2項中「使用料」を「利用料金」に、「使用する場合について」を「利用する場合に限り」に改め、同条第3項中「第8条」を「第10条」に、「使用料」を「利用料金」に、「使用許可」を「利用許可」に、「使用料減額（免除）申請書」を「利用料金減額（免除）申請書」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加え、同条を第6条とする。

3 前2項に規定するもののほか、指定管理者は、鹿児島県教育委員会の承認を受けてあらかじめ定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第9条を削る。

第10条中「ふれあいセンター」を「鹿児島県立霧島自然ふれあいセンター（以下「ふれあいセンター」という。）」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第11条の見出し中「職員」を「施設へ」に改め、同条中「教育委員会」を「指定管理者」に、「使用許可」を「利用許可」に、「使用している」を「利用している」に、「職員を立ち入らせ」を「立ち入り」に、「させることがある」を「することができる」に改め、同条を第8条とする。

第12条を削る。

第13条中「教育長」の次に「又は教育長の承認を受けて指定管理者」を加え、同条を第9条とする。

別記第1号様式から別記第7号様式までを次のように改める。

別記

第 1 号 様 式 (第 2 条 関 係)

利 用 許 可 申 請 書

年 月 日

(指 定 管 理 者) 殿

申 請 者 住 所
氏 名

〔 法 人 そ の 他 の 団 体 に あ っ て は , 主 た
る 事 務 所 の 所 在 地 , 名 称 及 び 代 表 者
の 氏 名 〕

鹿 児 島 県 立 霧 島 自 然 ふ れ あ い セ ン タ ー の 施 設 の 利 用 許 可 を 受 け た い の で , 次 の と お り 申 請 し
ま す 。

利 用 目 的												
利 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名	電 話 ()											
利 用 人 員	人											
利 用 施 設 及 利 用 期 間	研 修 利 用	1	研 修 施 設	人								
		2	一 般 宿 泊 室	人								
3		特 別 宿 泊 室	人									
4		キ ャ ン プ 場	人									
研 修 外 利 用	1	プ レ イ ホ ー ル	月	日	時	分	か ら	月	日	時	分	ま で
	2	多 目 的 ホ ー ル	月	日	時	分	か ら	月	日	時	分	ま で
	3	ガ イ ダ ン ス 室	月	日	時	分	か ら	月	日	時	分	ま で
	4	ふ れ あ い 棟	月	日	時	分	か ら	月	日	時	分	ま で
	5	創 作 の 館	月	日	時	分	か ら	月	日	時	分	ま で
	6	つ ど い の 広 場	月	日	時	分	か ら	月	日	時	分	ま で
宿 泊 人 員	男	女	計	入 所 日 時	月	日	時	分				
	人	人	人	退 所 日 時	月	日	時	分				
※ 利 用 料 金	金 円											
備 考												

- 注 1 該 当 す る 番 号 を ○ で 囲 む こ と 。
2 ※ 印 の 欄 は , 記 入 し な い こ と 。
3 研 修 等 の 計 画 書 及 び 参 加 者 名 簿 を 添 付 す る こ と 。

第 2 号 様 式 (第 2 条 関 係)

利 用 許 可 書

番 号
年 月 日

殿 (様)

(指 定 管 理 者) 印

年 月 日 付 け で 申 請 の あ っ た 鹿 児 島 県 立 霧 島 自 然 ふ れ あ い セ ン タ ー の 施 設 の 利 用 に つ い て は , 次 の と お り 許 可 し ま す 。

利 用 目 的													
利 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名	電 話 ()												
利 用 人 員	人												
利 用 施 設 及 利 用 期 間	研 修 利 用	1	研 修 施 設	人									
		2	一 般 宿 泊 室	人									
		3	特 別 宿 泊 室	人									
		4	キ ャ ン プ 場	人									
	研 修 外 利 用	1	プ レ イ ホ ー ル	月	日	時	分	か ら	月	日	時	分	ま で
		2	多 目 的 ホ ー ル	月	日	時	分	か ら	月	日	時	分	ま で
		3	ガ イ ダ ン ス 室	月	日	時	分	か ら	月	日	時	分	ま で
		4	ふ れ あ い 棟	月	日	時	分	か ら	月	日	時	分	ま で
		5	創 作 の 館	月	日	時	分	か ら	月	日	時	分	ま で
		6	つ ど い の 広 場	月	日	時	分	か ら	月	日	時	分	ま で
宿 泊 人 員	男	女	計	入 所 日 時	月	日	時	分					
	人	人	人	退 所 日 時	月	日	時	分					
利 用 料 金	金 円												
許 可 条 件													

注 この利用許可書は、施設を利用する際、係員に提示すること。

第 3 号 様 式 (第 3 条 関 係)

利 用 許 可 変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

(指 定 管 理 者) 殿

申 請 者 住 所
氏 名

〔 法 人 そ の 他 の 団 体 に あ っ て は , 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 , 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名 〕

鹿 児 島 県 立 霧 島 自 然 ふ れ あ い セ ン タ ー の 施 設 の 利 用 許 可 の 内 容 の 変 更 の 許 可 を 受 け た い の で , 次 の と お り 申 請 し ま す 。

変	許 可 日	年 月 日 第 号												
	利 用 目 的													
	利 用 人 員	人												
更	利 用 施 設 及 利 用 期 間	研 修 利 用	1	研 修 施 設	人									
			2	一 般 宿 泊 室	人									
			3	特 別 宿 泊 室	人									
			4	カ ン プ 場	人									
	研 修 外 利 用	1	プ レ イ ホ ー ル	月	日	時	分	から	月	日	時	分	ま	で
		2	多 目 的 ホ ー ル	月	日	時	分	から	月	日	時	分	ま	で
3	ガ イ ダ ン ス 室	月	日	時	分	から	月	日	時	分	ま	で		
4	ふ れ あ い 棟	月	日	時	分	から	月	日	時	分	ま	で		
5	創 作 の 館	月	日	時	分	から	月	日	時	分	ま	で		
6	つ ど い の 広 場	月	日	時	分	から	月	日	時	分	ま	で		
前	宿 泊 人 員	男	女	計	入 所 日 時	月	日	時	分					
		人	人	人	退 所 日 時	月	日	時	分					
変 更 し よ う と す る 事 項														
変 更 し よ う と す る 理 由														
※ 利 用 料 金	納 付 済 額	変 更 額			過 不 足 額									
	円	円			円					円				

- 注 1 該 当 す る 番 号 を ○ で 囲 む こ と 。
 2 ※ 印 の 欄 は , 記 入 し な い こ と 。
 3 研 修 等 の 計 画 又 は 参 加 者 の 変 更 に 係 る 申 請 に あ っ て は , そ れ ぞ れ 変 更 後 の 研 修 等 の 計 画 書 又 は 参 加 者 名 簿 を 添 付 す る こ と 。
 4 変 更 に 係 る 利 用 許 可 書 を 添 付 す る こ と 。

第4号様式（第3条関係）

利用許可変更許可書

番 号
年 月 日

殿(様)

(指定管理者) 印

年 月 日付けで申請のあった鹿児島県立霧島自然ふれあいセンターの施設の
利用許可の変更については、次のとおり許可します。

変	許 可 年 月 日	年 月 日 第 号														
	利用目的															
更	利用人員	人														
	利用施設 及び 利用期間	研 修 利 用	1	研 修 施 設	人											
			2	一 般 宿 泊 室	人											
			3	特 別 宿 泊 室	人											
			4	カ ャ ン プ 場	人											
	前	宿 泊 人 員	男	女	計	入 所 日 時	月	日	時	分						
人							人	人	日 時	月	日	時	分			
研 修 外 利 用			1	ブ レ イ ホ ー ル	月	日	時	分	か	ら	月	日	時	分	ま	で
			2	多 目 的 ホ ー ル	月	日	時	分	か	ら	月	日	時	分	ま	で
			3	ガ イ ダ ン ス 室	月	日	時	分	か	ら	月	日	時	分	ま	で
			4	ふ れ あ い 棟	月	日	時	分	か	ら	月	日	時	分	ま	で
研 修 外 利 用	5	創 作 の 館	月	日	時	分	か	ら	月	日	時	分	ま	で		
	6	つ ど い の 広 場	月	日	時	分	か	ら	月	日	時	分	ま	で		
許 可 条 件																
利 用 料 金	納 付 済 額	変 更 額			不 足 額											
	円	円			円				円							

注 この利用許可変更許可書は、施設を利用する際、係員に提示すること。

第 5 号 様 式 (第 4 条 関 係)

利 用 許 可 取 消 申 出 書

年 月 日

(指 定 管 理 者) 殿

申 請 者 住 所
氏 名〔 法 人 そ の 他 の 団 体 に あ っ て は , 主 た
る 事 務 所 の 所 在 地 , 名 称 及 び 代 表 者
の 氏 名 〕

鹿児島県立霧島自然ふれあいセンターの施設の利用許可の取消しを受けたいので、次のとおり申し出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日 第 号	
利 用 施 設	研 修 利 用	1 研 修 施 設 2 一 般 宿 泊 室 3 特 別 宿 泊 室 4 キ ャ ン プ 場
	研 修 外 利 用	1 プ レ イ ホ ー ル 2 多 目 的 ホ ー ル 3 ガ イ ダ ン ス 室 4 ふ れ あ い 棟 5 創 作 の 館 6 つ ど い の 広 場
利 用 許 可 取 消 申 出 の 理 由		

- 注 1 該 当 す る 番 号 を ○ で 囲 む こ と。
2 取 消 し に 係 る 利 用 許 可 書 又 は 利 用 許 可 変 更 許 可 書 を 添 付 す る こ と。

第 6 号 様 式 (第 5 条 関 係)

利 用 料 金 返 還 申 請 書

年 月 日

(指 定 管 理 者) 殿

申 請 者 住 所
氏 名

印
〔 法 人 そ の 他 の 団 体 に あ っ て は , 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 , 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名 〕

鹿 児 島 県 立 霧 島 自 然 ふ れ あ い セ ン タ ー の 施 設 の 利 用 料 金 の 返 還 を 受 け たい の で , 次 の と お り 申 請 し ます 。

許 可 年 月 日	年 月 日 第 号			
利 用 施 設	研 修 利 用	1 研 修 施 設 2 一 般 宿 泊 室 3 特 別 宿 泊 室 4 キ ャ ン プ 場		
	研 修 外 利 用	1 プ レ イ ホ ー ル 2 多 目 的 ホ ー ル 3 ガ イ ダ ン ス 室 4 ふ れ あ い 棟 5 創 作 の 館 6 つ ど い の 広 場		
利 用 料 金 の 返 還 を 受 け よ う と す る 理 由				
※ 返 還 額 等	既 納 の 利 用 料 金	返 還 割 合	返 還 額	返 還 の 区 分
	円	%	円	第 号 該 当
返 還 利 用 料 金 の 受 取 銀 行 名 等	銀 行 名 : 銀行 店 口 座 名 : 口 座 種 類 : (普 通 ・ 当 座) 口 座 番 号 : ()			

- 注 1 該 当 す る 番 号 を ○ で 囲 む こ と 。
2 ※ 印 の 欄 は , 記 入 し な い こ と 。

第 7 号 様 式 (第 6 条 関 係)

利 用 料 金 減 額 (免 除) 申 請 書

年 月 日

(指 定 管 理 者) 殿

申 請 者 住 所
氏 名

〔 法 人 そ の 他 の 団 体 に あ っ て は , 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 , 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名 〕

鹿 児 島 県 立 霧 島 自 然 ふ れ あ い セ ン タ ー の 施 設 の 利 用 料 金 の 減 額 (免 除) を 受 け たい の で , 次 の と お り 申 請 し ます 。

利 用 目 的												
利 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名	電 話 ()											
利 用 人 員	人											
利 用 施 設 及 び 利 用 期 間	研 修 利 用	1	研 修 施 設	人								
		2	一 般 宿 泊 室	人								
3		特 別 宿 泊 室	人									
4		キ ャ ン プ 場	人									
研 修 外 利 用	1	プ レ イ ホ ー ル	月	日	時	分	か ら	月	日	時	分	ま で
	2	多 目 的 ホ ー ル	月	日	時	分	か ら	月	日	時	分	ま で
	3	ガ イ ダ ン ス 室	月	日	時	分	か ら	月	日	時	分	ま で
	4	ふ れ あ い 棟	月	日	時	分	か ら	月	日	時	分	ま で
	5	創 作 の 館	月	日	時	分	か ら	月	日	時	分	ま で
	6	つ づ い の 広 場	月	日	時	分	か ら	月	日	時	分	ま で
宿 泊 人 員	男	女	計	入 所 日 時	月	日	時	分				
	人	人	人	退 所 日 時	月	日	時	分				
減 額 (免 除) を 受 け る 理 由												
減 額 (免 除) 前 の 利 用 料 金	金										円	
減 額 (免 除) す る 額	金										円	
※ 利 用 料 金	金										円	

注 1 該 当 す る 番 号 を ○ で 囲 む こ と 。
2 ※ 印 は , 記 入 し な い こ と 。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。